

## 4

## 第 部

## 重点的取組み

## 1 子どもの安全・安心

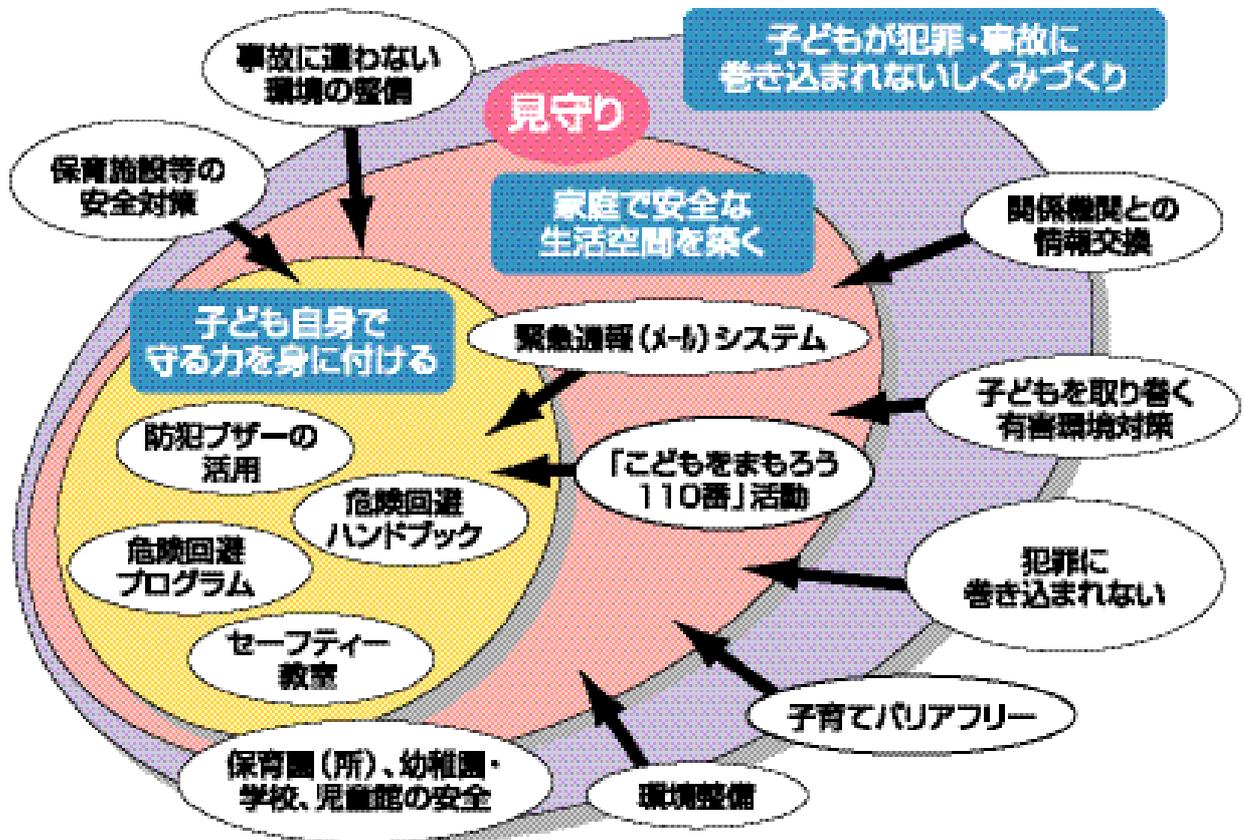
子ども計画を着実に推進するため、先駆的、あるいは横断的、総合的な重点的取組みを以下のように定め、今後10年間のリーディングプロジェクトとします。

近年、子どもが被害者あるいは加害者として事件に巻き込まれることが多発する状況になっています。

子どもの「安全・安心」を守るのは、家庭の重要な課題です。しかし、地域社会の変貌、犯罪の多様化、家庭の子育て力の低下などの様々な状況から、家庭だけではなく地域社会全体で子どもを守り育てる必要があります。

地域社会全体として、大人たちが「犯罪を許さない地域社会づくり」を進めることが大切です。

区は、全力を挙げて、子どもの目線に立った安全・安心対策に取り組めます。



子ども自身が安全の知識や成長に応じた危機管理能力を正しく身につけるための、体験しながら学べる実技講習を充実させるなど、防犯や防災に対する学習機会の充実や、子どもが判断できる能力を育成する機会や場を提供します。

また、家庭においては、エレベーターにひとり

で乗らないなど、日頃から子どもと安全・安心について話し合い、安全な生活空間を子どもと一緒に築くとともに、保護者に対して緊急情報をより早くお知らせするためのしくみづくり等を積極的に進めます。

## 想定事業

### 子ども自身で守る力を身に付ける

子どもの安全・安心の確保と健やかな成長を目指し、危険回避プログラムやセーフティー教室等により、子ども自身が防犯意識をもち、危機管理能力を身につけられる機会を提供します。

子どもの危険回避プログラムの  
子ども施設での実施  
（「初めてのいってきます！」事業）  
セーフティー教室の実施（区内小・中学校）  
危険回避ハンドブック  
防犯ブザーの活用（区内小・中学校）

### 家庭で安全な生活空間を築く

保護者に緊急連絡システム等により危険情報を提供したり、区民の活動を支援することにより、子どもや子育て家庭への安全確保に努めます。

緊急通報（メール）システム  
「こどもをまもろう110番」活動への協力

### 子どもが犯罪・事故に巻き込まれないしくみづくり

施設の安全整備を充実します。また、子どもが事故に遭わない環境づくりに努めます。

さらに、施設と関係機関が連携し、子どもの目線に立った活動を進めることで、子どもの安全・安心のしくみを目指します。

PTAパトロール  
子どもを取り巻く有害環境対策  
保育園（所）・児童館等での  
危険回避マニュアル  
施設の安全確保  
子どもサポート団体の育成

## 2 子どもの成長に応じた自立支援の充実

今、子どもそのものが変わってきているといわれます。

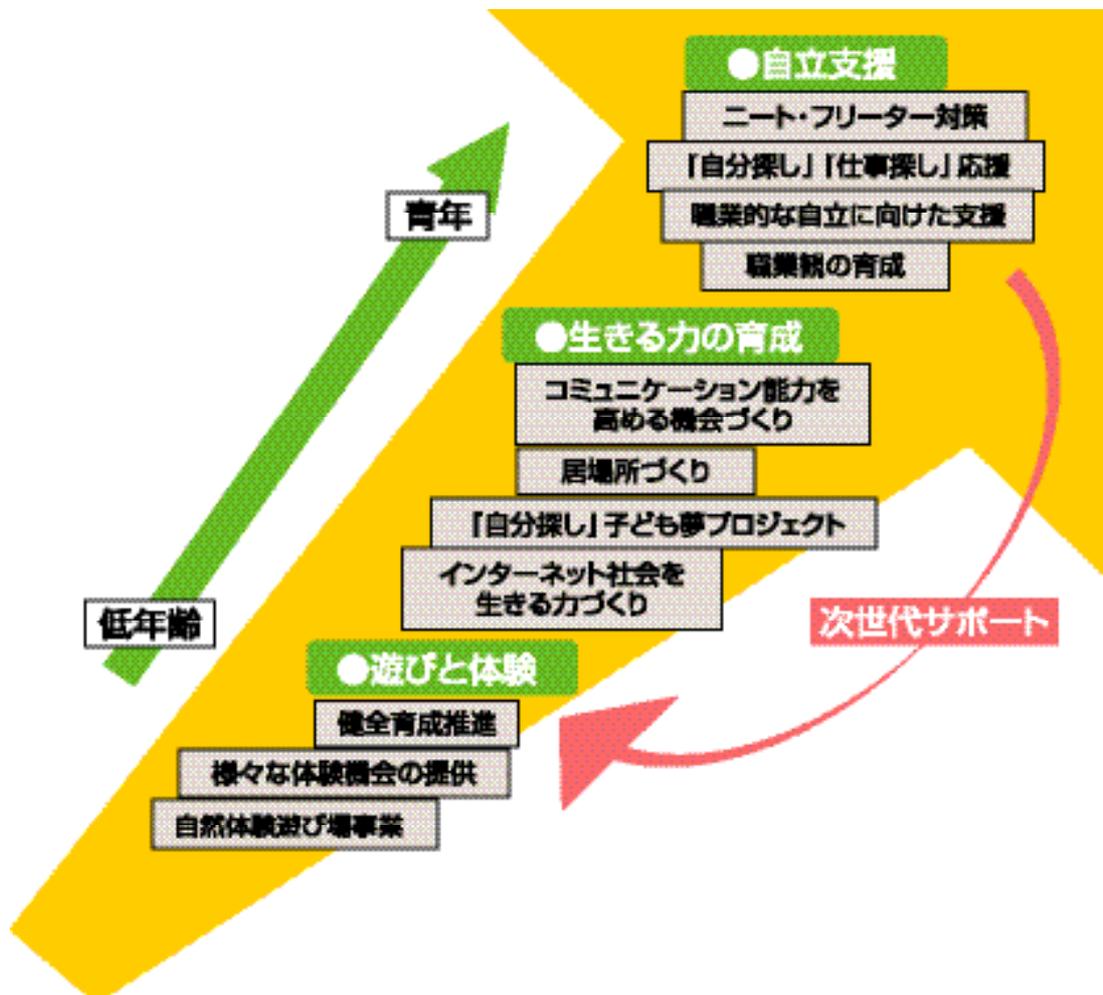
指示待ち、キレル、友達が作れないということから始まり、ニート・フリーター（P31参照）青年の引きこもりまで、子どもはその時々を反映するとはいえ、次代を担うべき子どもの健全な成長を、地域社会が深刻に考えなければならない時となっています。

これまで、行政は、子どもの健全育成を目指して、様々な支援を行ってきましたが、子どもや

子育て家庭の自主性を尊重する観点から、側面的な支援にとどまっていた。

しかし、家庭での教育力が低下しているといわれる今日、子育て支援の充実とともに、新たに、子どもの自ら考え行動できる「生きる力」を尊重し、地域社会全体で育てていくことが求められています。

区は、「子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする」ため、子どもの成長に応じた自立への支援を充実します。



子どもは、集団での遊びや体験を通して考え、行動することにより、ルールを生み出し、さらに、他人を思いやる気持ちを培い、生きる力や社会性、協調性を身に付けることができます。「自分の責任で自由に遊ぶ」ための機会の確保や、身近で文化や文学等に親しむことができる機会をつくるなど、遊び環境の整備や体験機会の充実に努めます。また、情報社会における規範や自己責任能力、危機管理能力、社会の中での実体

験との混同をしないバランスのとり方など、インターネット社会を生きぬく力を身に付けられるよう支援します。

さらに、ニート・フリーター対策として、「自分探し」「仕事探し」を応援し、自立できるよう支援します。

これらの活動を地域の様々な資源を活用し、連携しながら進めていきます。

## 想定事業

### 遊びと体験

低年齢時から自然を通じた遊びが体験できるよう、NPOをはじめとする民間団体等の活力を活用して環境を整備します。また、文化やスポーツ等に親しむことができる体験を通して、豊かな感性を育み、自己表現力をつけられるよう多様な機会を提供します。

自然体験遊び場事業  
様々な体験機会の提供  
健全育成推進

### 生きる力の育成

様々な情報が氾濫する情報社会で、子ども自身が生きていくために適切な選択ができる力をつけられるよう支援します。また、自分で考えることや好きなことを見つけ、やりたいことを一緒にやれる仲間を見つけられる場や、自分の考えについて意見を交わし発信できる機会を提供していきます。その中で、関わる大人や同世代との交流機会の大切さを体験し、社会への参画意識を醸成していきます。

インターネット社会を生きる力づくり  
(世田谷ネチケットづくり)  
『自分探し』子ども夢プロジェクト  
居場所づくり  
コミュニケーション能力を高める機会づくり

### 自立支援

将来の仕事や、やりたいこと等を見つけられる様々な機会を提供するとともに、職業観を育成し、青少年やその保護者に対し職業的自立に向けた支援を行うなど、青少年の自立を促進していきます。

職業観の育成  
職業的な自立に向けた支援  
『自分探し』『仕事探し』応援  
ニート・フリーター対策

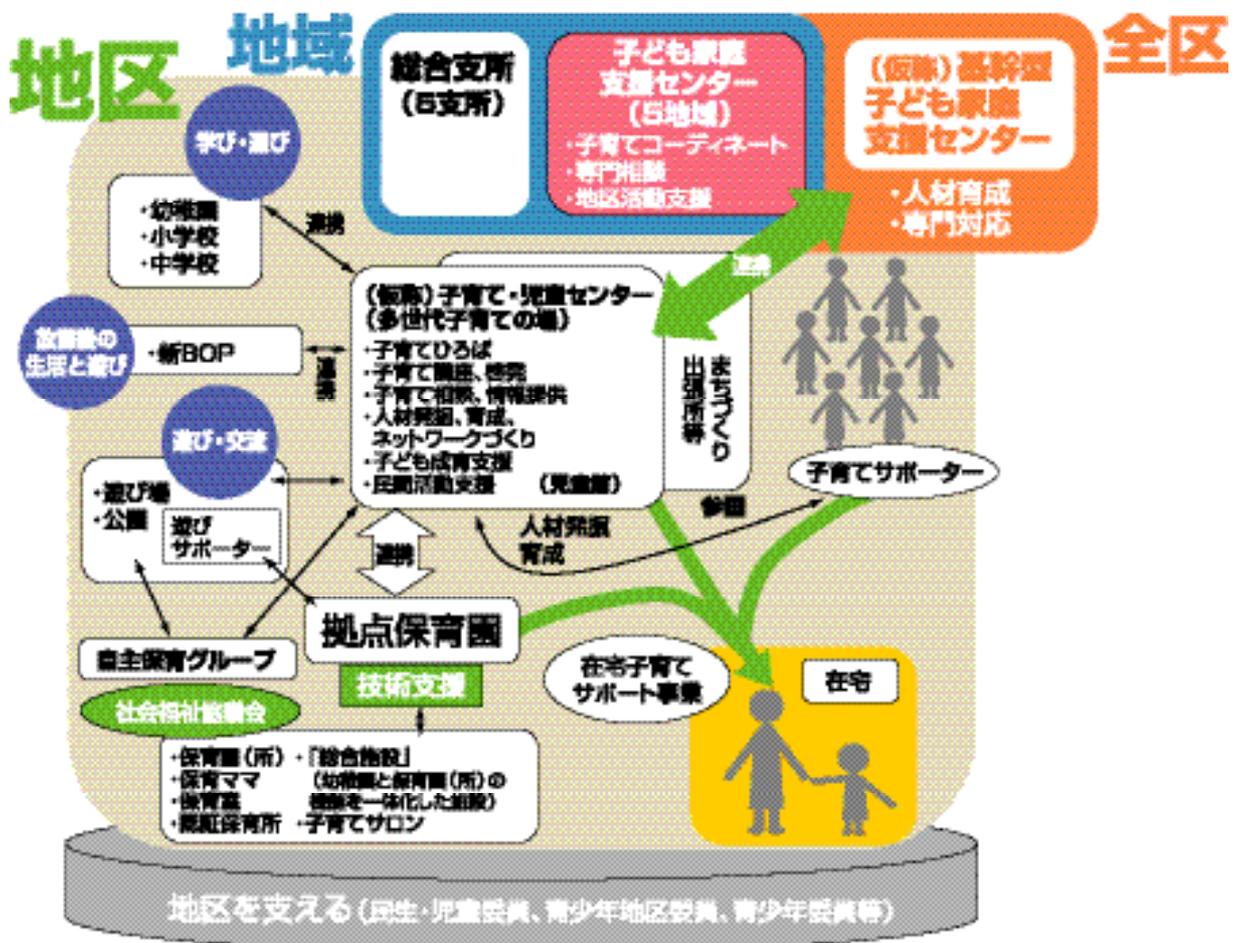
# 3 地区での子育て支援

子育てには様々な課題があります。核家族化等の進行により誰にも相談できず子育てに悩みや不安を抱くなど、保護者自身の子育てに対する負担感が高まっています。子育て中の保護者にとって、子育てに関する疑問や不安に対して気軽に情報を得ることや相談できることが重要であり、より身近な地区レベルで受け止めるしくみが必要です。

区は、地区に保育園(所) 児童館を始めとする様々な施設機能をもち、また、近年、区民の子育てグループ等の活動も活発になってきていま

すが、それぞれが特色あるものの、利用者の観点からは、全体像がわかりにくく、必ずしも利用しやすいしくみとはいえませんでした。さらには、児童虐待への対応など、関係機関が連携し、迅速な対応に取り組まなければならない課題もあります。

区は、子育て支援の充実にあたって、予防を重視し、地区を子育て支援の拠点と位置付け、関係施設、子育て活動グループなどの連携のしくみづくりに全力を尽くします。



子育て家庭にとって身近な地区に、総合的な子育て支援の拠点を整備していきます。

その拠点のもと、地区内の保育園(所)をはじめとする、様々な子育て関連施設のネットワーク

の強化を図ります。

さらに、地区で活動する様々な団体や、子育てグループ等の活動を支援し、地区全体で子育てを見守ることができるようしくみづくりに努めます。

## 想定事業

### 情報・交流・相談の充実

子育て中の保護者が楽しく子育てできるよう、世代間交流や子育て支援者(子育てサポーター)の人材発掘、育成に取り組むなど、地域の高齢者などを含めた地域住民の力を活用した身近な地区での支え合いによる子育て支援体制づくりを推進します。(児童虐待予防、防止の子育て環境づくり)

拠点となる保育園(所)が中心となってネットワークを組み、他の認可保育園、認証保育所、保育室と職員交換研修を行うなど、技術支援を行うことで職員の資質向上を図るとともに、保育ママ等の支援体制を充実します。

また、保育園(所)で気軽に相談できる体制や保育士が公園等で紙芝居等を行う等、子育ての不安感を緩和、遊びのサポートなどを通して安心して子育てができる環境を整備します。

(仮称)子育て・児童センターの設置  
子育てサポーター

拠点保育園(所)による技術的支援

拠点保育園(所)による相談・支援体制の充実  
(在宅子育てサポート事業)

遊びサポーター

### 地区を支える仕組み

民生・児童委員、ふれあいサービス事業協力会員、青少年地区委員、青少年委員等の様々な人材・資源により地区における子育てを支援します。

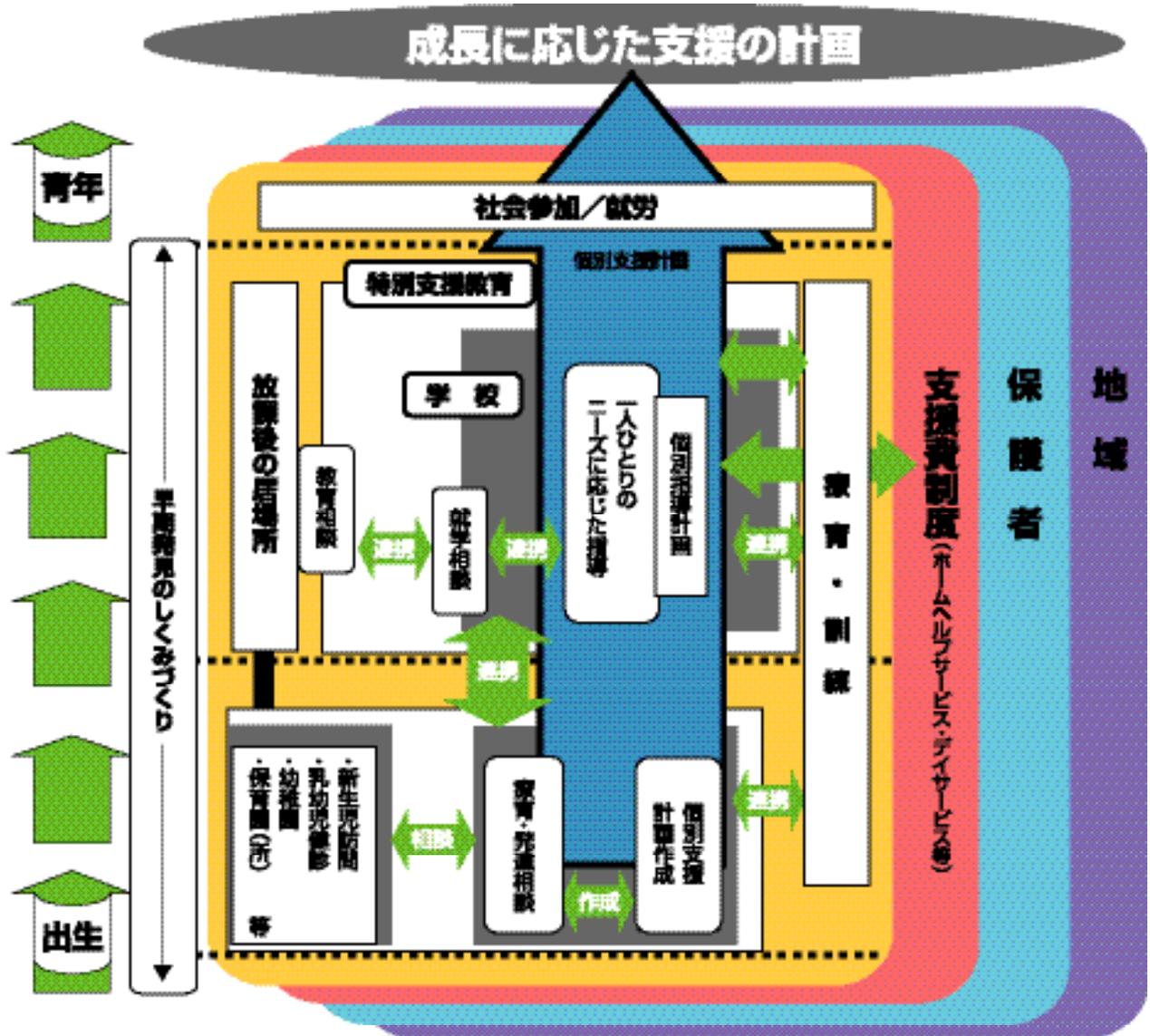
民生・児童委員、青少年地区委員等によるサポート

ふれあいサービス事業協力会員

青少年委員による支援

# 4 配慮を要する子どもへの支援

配慮を要する子どもに対して、保護者と連携・相談し、成長に応じた個別の支援計画を作成し、一貫した支援を関係機関との連携により継続的に行うしくみをつくります。



個別支援計画：保護者、医療福祉の専門家、教育関係者、保育士等により作成

## 想定事業

### 配慮を要する子どもの早期発見と関係機関連携による継続的支援体制の確立

保健福祉センター、保育園(所)や医療機関、総合福祉センターでの障害の早期発見を適切な療育に結び付け、乳幼児期から学齢期、就労期とライフステージが変わっても、継続した支援ができるように個別支援計画を作成し、関係機関の連携による体制を確立します。

健診体制の充実  
 早期発見を早期療育につなぐしくみづくり  
 個別支援計画の作成支援  
 関係機関の連携と継続的支援のしくみづくり

### 療育相談機能の充実と地域生活支援

配慮を要する子どもに対し、適切な療育訓練を行うための機能の充実を図ります。

療育相談体制の充実  
 地域生活支援の充実と展開

### 地域の理解の啓発と見守りの促進

配慮を要する子どもの発達や成長を支援するため、保護者の理解と受入れ、見守り支える地域住民の理解と支援、就労の受入れのための事業主の理解への様々な取組みを行います。

地域の情報交換、保護者同士の情報交換  
 障害の理解を促進する情報提供のしくみづくり  
 子育て支援者等への研修

### 支援する職員等のレベルアップ

保健福祉センターや保育園(所)をはじめ、配慮を要する子どもや保護者を支援する職員のレベルアップを図ります。

保育サービス職員、  
 保健福祉センター職員等への研修  
 発達障害等の理解の研修  
 障害者ケアマネジメント研修の充実

# 5 子育てセーフティネット

子育てにあたっては、様々な緊急事態に直面します。家庭・地域・行政が連携して的確に対処していかなければなりません。

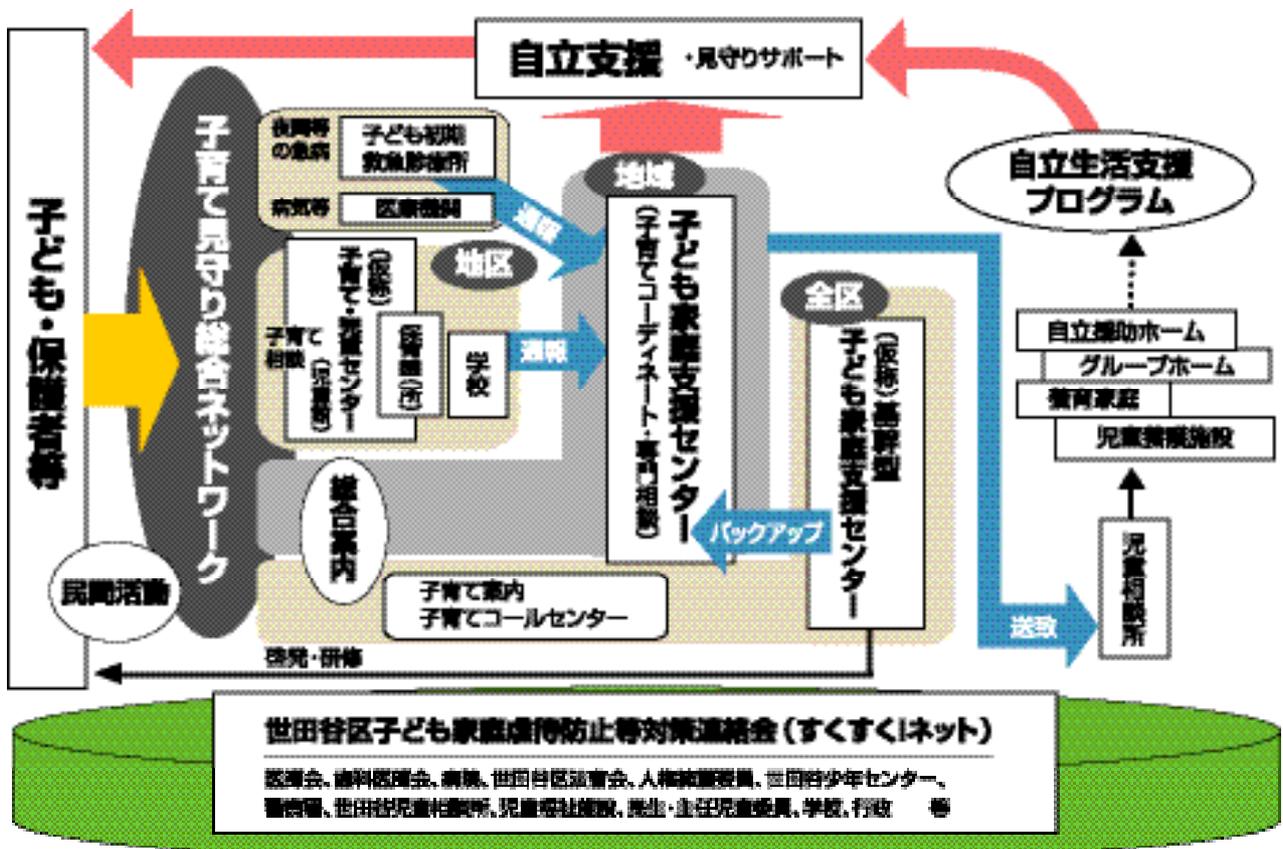
さらに児童虐待防止法及び児童福祉法の改正により、関係機関への通告義務が、虐待を受けたと「思われる」場合までに拡大されました。

しかし、地域で「見張り合う」のではなく、「見守り合う」子育てを展開しなければなりません。区内には、民間、関係機関等も含めた様々な相談事業があり、それぞれに機能を発揮してきていますが、区民からは、どの窓口相談すればよいのかわからず、的確な支援が得られない状

況もありました。

区は、地域全体の家庭を予防の対象とし、区民、関係機関と密接な連携を図り、子育てに関する総合的な相談、解決のネットワークづくりを進めます。

一方、虐待に進行した場合には、地域全体が緊急対応で子どもと家庭を支援し、的確なサービス等を行います。さらに、子どもの急病等には、医療体制の充実に努めるとともに、家庭内における対処の能力の向上を図るなど不安を解消します。



地域、地区の様々な相談機能等を関係者の協力のもと、有機的に連携し、「子育て見守り総合ネットワーク」を作り出します。これらにより、子育て相談、虐待予防、子どもの初期救急医療などの各機能が、協働体制をとれるよう環境を整

備します。

さらに、これらの機能のとりまとめとして、子育てコールセンター(子育て電話相談)の実現に努めていきます。

## 想 定 事 業

### 児童虐待防止対策の推進

(仮称)基幹型子ども家庭支援センターを整備のうえ、地域や関係機関との連携による地区・地域での虐待の予防・早期発見・対応に向けたしくみを構築します。

(仮称)基幹型子ども家庭支援センターの設置  
(仮称)子育て・児童センターの整備  
関係機関等との連携強化  
虐待防止マニュアルの作成  
職員および関係者向け研修の充実

### 相談機能の充実

身近な地区拠点で子育ての孤立・不安を気軽に相談できるよう機能の充実を図るとともに子どもからの相談に対応できる環境を整備します。

また、専門的な相談や夜間における子育て相談を行うしくみをつくります。

(仮称)子育て・児童センター、  
保育園(所)での相談機能の充実  
子ども家庭支援センターの相談機能強化  
夜間における子育て相談の充実

### 養育が困難な家庭の子どもへの自立支援

養育家庭制度の普及・啓発等により、地域での支援を促します。また、就労や居住などの支援を行うことで、社会に向けて自立しやすい環境づくりを進めます。

里親制度、ファミリーホーム制度の普及・啓発  
自立生活支援プログラム

### 小児救急医療の充実

区内医師会が運営する診療所、地域の小児科医及び近隣病院の協力を得て、平日準夜や休日における子どもの急病に対応するとともに、病気に関する対処方法等の普及啓発を行い、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

子ども初期救急診療所の運営  
子どもの病気に関する対処方法等の普及啓発

## 6 (仮称)世田谷子育てカレッジ

核家族化の進行等により、子育てのノウハウが世代間で引継ぎされないなどにより、家庭の子育て力が低下しています。

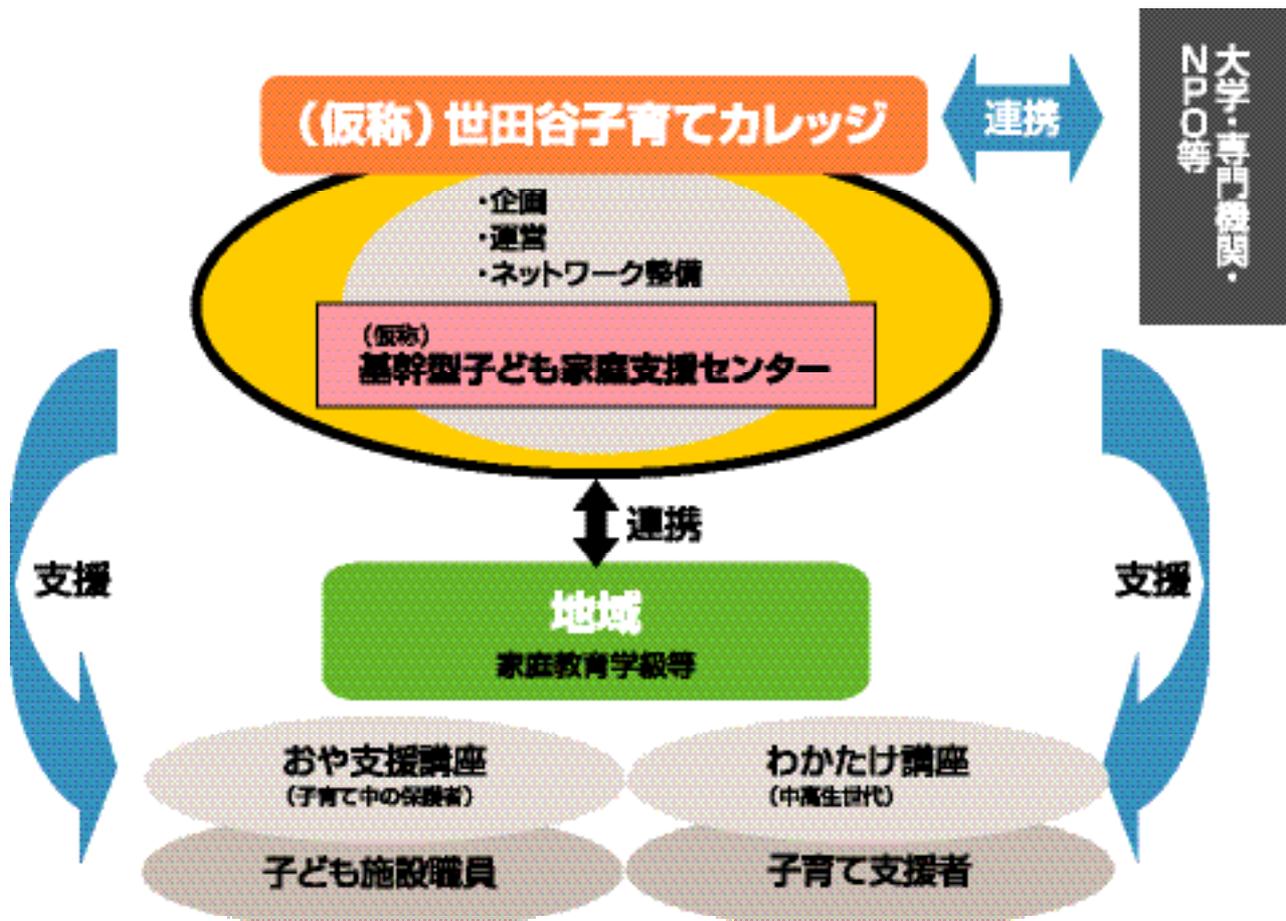
また、子育ての支えとなるべき地域においても、適切な子育て支えあいが成り立っていない状況があります。

子育て中の保護者には、気軽に相談できる仲間づくりとともに、身近な場所での育児支援が必

要です。

また、少子化の影響から、赤ちゃんに触れたことがないという青少年も増えており、子育てについて、親のみならず、次代の親となる青少年に至るまで、地域での幅広い取組みが必要です。

区は、これらのことから、(仮称)世田谷子育てカレッジを創設し、子育てに関する総合的な学習、啓発、研究活動に取組みます。



(仮称)世田谷子育てカレッジでは、子育て中の一人ひとりが必要とする支援が届くように専門研修や養成研修などを子育て支援者に対し行うとともに、中高生世代が乳幼児とともに過ごすことなど、育児体験や触れ合い等を通じて子どもの成長過程を身近に体験し、命の尊さを学ぶ講座などを実施します。また、カリキュラム編成や講師派遣等カレッジの運営を大学、専門機関、

NPO等との協働により行い、より質の高い子育て支援に取組みます。

保育園(所)や(仮称)子育て・児童センター等での子育て講座の充実を図るとともに、子ども関係施設に従事する職員の資質の向上、多様なサービスや協働の担い手としての区民や事業者を支援・育成する必要があります。

## 想定事業

### おや支援

子育て中の保護者に対する支援として、保護者向けの子育ての基本となる講演会や専門職による講座を開催します。また、配慮を要する子どもの保護者に対する個別の支援講座や交流会を開催します。

家庭教育に関する諸問題をともに学習する場を設けます。

子育て中の保護者に対する育児教室  
子育てに悩む保護者に対する支援講座  
(虐待予防)配慮を要する子どもの保護者)  
家庭教育学級

### 子育て支援者等の支援

職務上の関係者に対する研修の企画・充実を図り、子育て支援者の質を向上します。また、子育てで得た体験を活かした子育て分野における起業や就労支援、地域での子育て支援者の創出を図れるような体制を整備します。

保育サービス施設等職員研修  
子育て支援者養成研修  
主任児童委員や民生児童委員等研修

### わかたけ支援

中高生が育児に興味を持ったり、体験できる機会を得られるようにするためのしくみを構築します。また、体験講座を終了した人がさらに、子育て支援のボランティアとしての経験をつみあげられる機会を提供します。

中高生の育児体験講座  
ステップアップ講座

# 7 産前・産後支援プロジェクト(さんさんサポート)

厚生労働省によると、児童虐待で死亡した事例のうち、4割は零歳児で、うち7割が生後6ヶ月未満の乳児が占めています(1)。「親の未熟」「経済的困窮」「子ども時代の虐待経験による心の傷」などが重なると虐待を起こす危険(虐待リスク)が高まるといわれています。

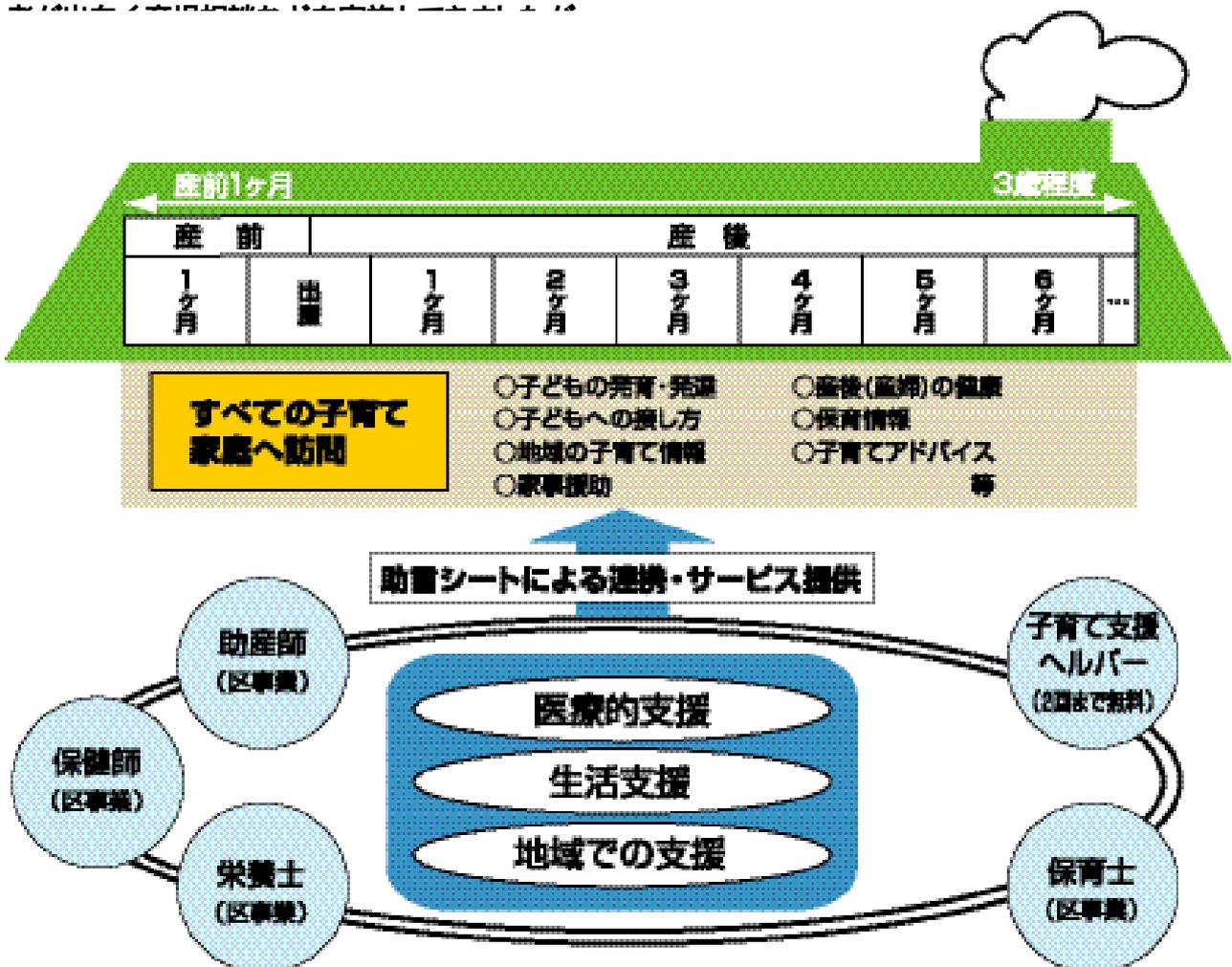
虐待は、早期発見と対応が重要ですが、乳児の場合は手遅れになることがあります。

これまで、区では、新生児訪問指導や、利用

虐待リスクの高い家庭はなかなか利用しないのが現状です。

虐待の発見、子どもの保護、ケアの充実だけでは十分な対応とはいえず、今後、予防についての取組みが必要です。

出産を予定している、または出産したすべての家庭を予防の対象とし、支援が必要な家庭を適切に見極め、地域や関係機関との連携を視野に的確な支援を行います。



子どもの出生前から乳児時期(産前1ヶ月・産後6ヶ月)において、助産師や地域の保健師などの専門スタッフや保育士、子ども家庭支援ヘルパーが連携を図り、総合的に支援を行います。

さらに、虐待リスクが高いと思われる家庭には、機関等との連携によるよりきめ細かい徹底した支援へとつなげます。

## 想定事業

### 産前サポート

産前より、出産について、また、育児についてなど、出産にあたっての不安や母体について地域の保健師や助産師が訪問して相談を受けます。

また、必要に応じて家事援助等の子ども家庭支援ヘルパーを派遣するなど、必要とするサービスを提供します。

出産1ヶ月前より受けられる  
子どもに関する支援事業  
(緊急の場合は産前1ヶ月に限らず  
訪問します。)

### 産後サポート

出産後、子どもに関わる専門職等が訪問し、相談等を受け、場合によって関係機関や子どもヘルパー(家庭支援ヘルパー)等につなげ、子育てを地域全体で見守るしくみを整備します。

また、緊急に対応が必要と思われる場合は専門スタッフ等につなげ、徹底して虐待予防策を進めます。

すべての出産(家庭)に対して、  
専門職等が訪問して相談や専門的支援を  
行います。  
(産後6ヶ月まで)

1「児童虐待死亡事例の実態」……  
厚生労働省資料「児童虐待死亡事例  
の検証と今後の虐待防止対策につ  
いて」(平成16年)

# 5

## 第5部

### 実現の方策

## 1 子ども施策の推進

「元気子ども施策」、「要支援施策」、「緊急対応施策」及び「基盤整備施策（P12参照）は、それぞれが密に連携し、子ども施策の総合的な推進を図るものです。

また、行政の直接型サービス提供が不可欠な

グループ、NPOを含む子育て支援団体等が主体的・自主的に担っていただくことにより、よりきめ細かいサービス提供が期待されるグループ等、子ども施策の推進主体をグループ毎に役割分担することが重要です。

| グループ名   | 内容   | 役割(主体)       | サービス形態  |
|---------|--|--------------|---|
| 元気子ども施策 | 子どもの成長及び子育てにあたっての施策全般を表すもの                 | NPO等を含めた民間活力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民主体</li> <li>・利用者選択型</li> <li>・引継ぎ型</li> <li>・基盤整備型</li> </ul>         |
| 要支援施策   | 特別に支援が必要とされる子どもに対して、成長に応じ行政・関係機関が連携し対応するもの | 行政関係機関       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接・継続型サービス</li> </ul>   |
| 緊急対応施策  | 緊急に対応が求められる子ども・保護者に対するサービス提供の施策            | 行政を中心に民間と連携  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時限的サービス供給型</li> <li>・緊急型</li> <li>・完結型</li> <li>・地域ネットワーク活用型</li> </ul> |
| 基盤整備施策  | 前記の施策が的確に展開されるための社会基盤を整備する施策               | 行政を中心に民間と連携  |   |

## 2 重点実施計画

重点的取組みに課題として取り上げたテーマを着実に実行するために、今後3年間で重点実施計画期間とし、課題解決に向けた前提条件と

しての基盤整備を中心としたプログラムを明らかにします。これらは、区の実施計画と密接な連携をもつものです。

### 在宅子育て支援

**目標** 地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育ての喜び・楽しさや育児への認識が高められる施策を充実します。また、在宅子育て支援の施策の充実によって、少子化の歯止めや虐待予防、早期発見を図ります。

**内容** 地区での子育て拠点の機能を推進するとともに、在宅での子育てをサポートする事業の展開及び保護者向けの育児講座、子ども施設職員や子ども支援者への専門研修、中高生

の乳幼児との触れ合い等の講座など、子育てに関する基礎、専門、また、中高生向けの講座・研修を地域と連携し行う子育てカレッジを創設します。

さらに、産前・産後期(産前1ヶ月～産後6ヶ月)においての出産への不安や育児の相談など保護者の心や身体のケアを助産師、保健師、保育士、栄養士、ヘルパー等が連携し、自宅に訪問して個別に支援します。

|       | 平成17年度  | 平成18年度   | 平成19年度   |
|-------|---|--|--|
| 年次別計画 | 子育てカレッジの立ち上げ<br>(参加者200人)<br>地区での在宅子育て支援の推進<br>・在宅子育てサポート体験保育10園、<br>拠点保育園による相談支援5園)<br>・産前・産後支援プロジェクトの整備 | 子育てカレッジの推進<br>(参加者450人)<br>地区での在宅子育て支援の推進<br>・在宅子育てサポート体験保育20園、<br>拠点保育園による相談支援10園)<br>・産前・産後支援プロジェクトの拡充 | 子育てカレッジの推進<br>(参加者1,100人)<br>地区での在宅子育て支援の推進<br>・在宅子育てサポート体験保育40園、<br>拠点保育園による相談支援15園)<br>・産前・産後支援プロジェクトの拡充 |

(実施計画：1602在宅子育て支援)

**目標** 子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援するため、子ども医療費の助成制度を充実させます。

**内容** 現在0歳から就学前までの医療費助成を、0歳から小学3年生までに対象者を拡充します。

|       | 平成17年度           | 平成18年度      | 平成19年度      |
|-------|------------------|-------------|-------------|
| 年次別計画 | 子ども医療費助成の拡充(対象者) | 子ども医療費助成の実施 | 子ども医療費助成の実施 |

(実施計画：1603子ども医療費助成の推進)

**目標** 住宅に困窮する高齢者・障害者・ひとり親世帯等に対し、区営住宅等の整備に併せて、多様な手法による良質な住宅供給を図ります。また、都営住宅の移管推進の中で福祉効果の高い住宅受入れを進めます。

**内容** 都営住宅移管受入れを進める中で、シルバーピア併設住宅の優先移管受入れを推進するとともに、既存住宅のストックを活用し、住戸改修やスロープ設置のバリアフリー改修と設備改善を行います。

|       | 平成17年度   | 平成18年度           | 平成19年度         |
|-------|--|------------------|----------------|
| 年次別計画 | 住宅委員会での住宅整備方針後期見直し<br>都営住宅移管、シルバーピア併設都営住宅の優先移管受け入れ<br>既存ストックのバリアフリー改修(住戸内改修、スロープ設置)と設備改善 | 高齢社会に対応した住宅施策の検討 | 平成18年度計画に基づく推進 |

(実施計画：0604区営住宅等の整備)

### 保育サービスの充実

**目標** 就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービス等の展開を図るとともに、誰もが保育サービスを選択・利用できるよう、早期の保育サービス待機児の解消を目指し、基盤整備を図っていきます。

**内容** 多様なサービス提供主体による保育サービスを充実します。また、幼稚園と保育園の機能を一体化した「総合施設」への対応を図るとともに、評価の仕組みや指導検査体制の整備により、保育サービスの質の向上に努めます。

|       | 平成17年度   | 平成18年度  | 平成19年度   |
|-------|--|---|--|
| 年次別計画 | 保育サービス等の拡充<br>・認可保育園分園新設 .....1ヶ所<br>・認証保育所新設 .....5ヶ所<br>・病後児保育施設新設 ...1ヶ所<br>・保育ママ増員 .....4人<br>・一時保育の拡充<br>・幼稚園と保育園の機能を一体化した「総合施設」の検討<br>保育サービスの質の向上<br>・評価の仕組み・指導検査体制の整備・強化等 | 保育サービス等の拡充<br>・認可保育園の拡充<br>・認証保育所の拡充<br>・一時保育の拡充<br>・幼稚園と保育園の機能を一体化した「総合施設」の整備・準備<br>保育サービスの質の向上<br>・評価の仕組み・指導検査体制の整備・強化等 | 保育サービス等の拡充<br>・認可保育園の拡充<br>・認証保育所の拡充<br>・一時保育の拡充<br>・幼稚園と保育園の機能を一体化した「総合施設」の開設<br>保育サービスの質の向上<br>・評価の仕組み・指導検査体制の整備・強化等 |

(実施計画：1601保育サービス等の充実)

## 自立に向けた支援

**目標** 幼児から青年期を対象に、それぞれの年齢や成長に対応する体験や社会参加の場を確保し、子どもの自主性を尊重しながら子どもの自立を応援します。

**内容** 低年齢児・小学生を対象とした遊び場事業の展開及び、中高生世代から青年層を対象とした、年齢に応じた様々な体験を通して、社会の変化に対応できる力をもった子どもを育成するためのプロジェクトを推進します。

|       | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度   |
|-------|---|---|--|
| 年次別計画 | 「自分探し」子ども夢プロジェクト(企画とモデル実施)<br>自然体験遊び場事業<br>・プレーパーク運用<br>・新たな遊び場事業 2ヶ所<br>せたがやネチケットづくり<br>・インターネット社会に生きる力の育成(ワークショップ)<br>ニート・フリーター対策 | 「自分探し」子ども夢プロジェクト(実施拡充)<br>自然体験遊び場事業<br>・プレーパーク運用<br>・新たな遊び場事業 1ヶ所<br>せたがやネチケットづくり<br>・インターネット社会に生きる力の育成(ルールづくり)<br>ニート・フリーター対策<br>・子ども青少年の就業意欲を | 「自分探し」子ども夢プロジェクト(実施拡充)<br>自然体験遊び場事業<br>・プレーパーク運用<br>・新たな遊び場事業 2ヶ所<br>せたがやネチケットづくり<br>・ルールの普及啓発、検証等<br>ニート・フリーター対策<br>・子ども青少年の就業意欲を |

(実施計画：1301子どもの体験・社会参加の推進)

**目標** 若年者の就業・創業意識を醸成し、次代の世田谷を担う人材育成を図ります。

**内容** 学生やフリーター等を対象とした、就労体験や起業・創業体験の実施、企業とのマッチングの場の提供などを通して、若年者の就業・創業意識の醸成を図ります。

|       | 平成17年度   | 平成18年度  | 平成19年度  |
|-------|--|---|---|
| 年次別計画 | 区内事業所等での就業・創業体験の実施<br>就職面接会、企業説明会の実施<br>子ども青少年の就業意欲を醸成する新たな方策の検討 | 区内事業所等での就業・創業体験の実施<br>就職面接会、企業説明会の実施<br>子ども青少年の就業意欲を醸成する方策の実施 | 区内事業所等での就業・創業体験の実施<br>就職面接会、企業説明会の実施<br>子ども青少年の就業意欲を醸成する方策の実施 |

(実施計画：0802若年者就業・創業支援)

## 配慮を要する子どもへの支援

**目標** 配慮を要する子どもに関して、関係する機関の連携により子ども自身や保護者への支援を行います。併せて、地域での理解を促す取り組みを行い、地域全体で支える仕組みをつくります。

**内容** 障害の早期発見・療育に取組み、乳幼児から就労期まで一貫した支援を行うため、保護者との信頼関係に基づき、関係機関や教育委

員会と連携して、一人ひとりのニーズに応じた個別支援計画の仕組みをつくります。

また、療育相談を充実するとともに、学齢期前から小中学生、高校生世代までの地域生活支援（デイサービスや通所サービスなど）に取組みます。さらに、障害に対する地域の理解を深めるための啓発を行います。

|       | 平成17年度  | 平成18年度   | 平成19年度  |
|-------|---|--|---|
| 年次別計画 | 個別支援計画の検討<br>総合福祉センターによる療育相談・技術支援体制の強化<br>地域生活支援拠点 新規 1ヶ所<br>発達障害理解のための啓発 | 個別支援計画の検討・試行<br>総合福祉センターによる療育相談・技術支援体制の実施<br>地域生活支援拠点 新規 1ヶ所<br>発達障害理解のための啓発 | 個別支援計画の実施<br>総合福祉センターによる療育相談・技術支援体制の実施<br>地域生活支援拠点 新規 1ヶ所<br>発達障害理解のための啓発 |

（実施計画：1303配慮の必要な子どもへの支援）

## 子どもを守るしくみづくり

**目標** 地区の子育て応援機能や地域子ども家庭支援センターの充実を図るとともに、(仮称)基幹型子ども家庭支援センターを設置し、虐待の予防や早期発見・対応に向けた仕組みを構築します。

**内容** 地区・地域の子ども家庭相談支援機能

を充実させるとともに、(仮称)基幹型子ども家庭支援センターを設置し、専門的な相談や夜間における子育て相談、一時預かり等を実施します。また、虐待の予防・早期発見に向けた関係機関との研修やネットワークを構築します。

|       | 平成17年度   | 平成18年度                  | 平成19年度                  |
|-------|--|-------------------------|-------------------------|
| 年次別計画 | (仮称)基幹型子ども家庭支援センターの設置<br>地区・地域・全区全体のネットワークによる取組み | 地区・地域・全区全体のネットワークによる取組み | 地区・地域・全区全体のネットワークによる取組み |

(実施計画：1701児童虐待防止対策の推進)

**目標** 子どもを犯罪・事故に巻き込まないよう、子どもへの「安全の強化」を図り、子どもの健やかな成長を目指します。

**内容** 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない仕組みづくりや保育施設等の安全対策を進めます。また、小学校等への就学予定の幼児(5歳児)

を対象に誘拐、通り魔などの犯罪に係る危険等についての対応能力の向上を図るプログラムを施設単位に実施します。さらに、携帯電話等のメールを用いた緊急通報システムを運用し、保護者に対してきめ細かな危険に関する情報提供を行います。

|       | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  |
|-------|---|---|---|
| 年次別計画 | 危険回避プログラム実施(保育園30、幼稚園5、児童館5)<br>緊急通報メールシステム運用 | 危険回避プログラム実施(保育園40、幼稚園5、児童館5)<br>緊急通報メールシステム運用 | 危険回避プログラム実施(保育園48、幼稚園7、児童館5)<br>緊急通報メールシステム運用 |

(実施計画：0202子どもの安全を守る)

**目標** 区民が安心して快適に暮らすために、安全に歩ける道路整備を推進します。

**内容** 歩道未設置の道路について歩車道の

分離及び改良整備を推進するとともに、既存道路のバリアフリー化、電線類地中化整備を推進します。

|       | 平成17年度   | 平成18年度   | 平成19年度  |
|-------|--|--|---|
| 年次別計画 | 歩道整備 .....1,600m<br>電線地中化整備.....710m<br>バリアフリー整備 | 歩道整備 .....1,160m<br>電線地中化整備.....950m<br>バリアフリー整備 | 歩道整備 .....1,520m<br>電線地中化整備 .....1,200m<br>バリアフリー整備 |

(実施計画：0303安全な歩道づくり)

**目標** 子どもの健やかな成長発達を支援するために、特に食育をはじめとした子どもの健康づくりを、地域全体で進める仕組みをつくります。また、学校や保育園での食育を進めることで、保護者である子育て世代の食生活習慣の改善を図ります。

**内容** 地域との協働による食のプロジェクトを推進するとともに、食育を推進する母体として、区民・団体・関係機関等が連携し、食育推進会議を設置します。また、性・性感染症に関する予防プログラム等を実施します。

|       | 平成17年度   | 平成18年度  | 平成19年度  |
|-------|--|---|---|
| 年次別計画 | 地域との協働による食のモデル地区(5ヶ所)<br>食育推進会議の設置<br>・ネットワーク普及、食育プログラムづくりと研修(年3回)<br>性・性感染症に関するプログラム<br>・NPO、地域関係者と連携したプログラムづくり<br>たばこに関する予防・普及啓発 | 地域との協働による食のモデル地区(10ヶ所)<br>食育推進会議の推進<br>・研修(年3回)、食育推進会議(年2回)<br>性・性感染症に関するプログラム<br>・NPO、地域関係者と連携した取組み(1地域)<br>たばこに関する予防・普及啓発 | 地域との協働による食のモデル地区(20ヶ所)<br>食育推進会議の推進<br>・研修(年4回)、食育推進会議(年2回)<br>性・性感染症に関するプログラム<br>・NPO、地域関係者と連携した取組み(2地域)<br>たばこに関する予防・普及啓発 |

(実施計画：1302子どもの健康づくり)

**目標** 地域の人材・関係機関(区民・大学・企業・NPO等)とが主体的に食育の推進と食の安全確保を行うことにより、食を通じた健康づくりを推進するとともに、健康づくりを通じた協働型の地域社会を目指します。

店事業の推進や区民への食情報の発信を進めるとともに、子どもから高齢者を対象としての食のコミュニケーション会議の充実と啓発活動を進めます。また、食の安全・安心区民会議の開催を通じたリスクコミュニケーションを推進するとともに、食品衛生の普及を進めます。

**内容** 地域の商店街と連携して栄養サポート

|       | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度   |
|-------|---|---|--|
| 年次別計画 | 商店街からの食情報発信の推進<br>・栄養サポート協力商店街(26)、地域の食教育関係者との連携強化<br>食のコミュニケーション会議<br>・食に関するキャンペーン(年4回)<br>食の安全・安心区民会議<br>・リスクコミュニケーション会議の開催(年2回) 商店街での食品衛生自主管理の促進 | 商店街からの食情報発信の推進<br>・栄養サポート協力商店街(31)、地域の食教育関係者の食のコミュニケーション会議への参加促進<br>食のコミュニケーション会議<br>・食に関するキャンペーン(年8回)<br>食の安全・安心区民会議<br>・リスクコミュニケーション会議の開催(年3回) 商店街での食品衛生自主管理の促進 | 商店街からの食情報発信の推進<br>・栄養サポート協力商店街(36)、地域の食教育関係者の食のコミュニケーション会議への参加促進<br>食のコミュニケーション会議<br>・食に関するキャンペーン(年12回)<br>食の安全・安心区民会議<br>・リスクコミュニケーション会議の開催(年4回) 商店街での食品衛生自主管理の促進 |

(実施計画：1202食を通じた健康づくりの推進)

**目標** 子どもの緊急の病気に早期対応するため、区内医療機関と協力し平日準夜などの初期救急診療を計画的に充実します。

**内容** 区内3ヶ所の診療所(松原・玉川・鳥山)で小児科救急診療を行います。

| 年次別計画 | 平成17年度     | 平成18年度     | 平成19年度     |
|-------|------------|------------|------------|
|       | 事業の普及啓発の強化 | 事業の普及啓発の強化 | 事業の普及啓発の強化 |

(実施計画：1702小児救急医療の充実)

## 教育分野

**目標** 地域が学校運営に参画することをより一層促進し、地域に関かれ、信頼される学校づくりと地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進します。

**内容** 地域の学校運営への参画を促進するため、学校協議会活動を充実させます。また、

校長、保護者代表、地域代表、学識経験者等で組織する学校運営委員会(法律でいう学校運営協議会)が、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針や人事等、学校運営に参画する地域運営学校を法改正により新たに設置します。

| 年次別計画 | 平成17年度                  | 平成18年度                               | 平成19年度                               |
|-------|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|       | 地域運営学校の設置<br>学校協議会活動の充実 | 地域運営学校の<br>運営方法等の検証、改善<br>学校協議会活動の充実 | 地域運営学校の<br>運営方法等の検証、改善<br>学校協議会活動の充実 |

(実施計画：1401地域が参画する学校づくり)

**目標** 地域の人材や施設、区内大学などの教育資源の効果的な活用や、家庭・地域・学校の連携を促進する仕組みとして地域教育基盤プラットフォームを構築し、地域に根ざした教育を推進するとともに、地域教育力の向上を図ります。

**内容** 学校支援コーディネーターを育成・活用し、中学校区域を基本の単位に置きながら全区的に地域教育基盤プラットフォームを構築します。区内大学との連携により、学級運営を充実します。

| 年次別計画 | 平成17年度  | 平成18年度   | 平成19年度  |
|-------|---|--|---|
|       | 地域教育基盤構築に向けた環境整備<br>学校支援コーディネーターの育成<br>区内大学との連携事業の実施、検証 | 地域教育基盤構築の試行<br>学校支援コーディネーターの育成、活用<br>区内大学との連携事業の充実 | 地域教育基盤構築の実施<br>学校支援コーディネーターの育成<br>区内大学との連携事業の拡充 |

(実施計画：1402地域教育力の向上)

**目標** 教職員の資質向上を図り、児童・生徒への教育活動を的確に進めるとともに、学校の教育目標や内容について積極的に公開し、保護者や地域住民の信頼を高めます。

**内容** 教職員研修の充実や、教育研究校、学校外部評価制度の推進により、信頼される学校運営を行います。

|       | 平成17年度   | 平成18年度   | 平成19年度   |
|-------|--|--|--|
| 年次別計画 | 学校経営塾の試行<br>せたがや教員塾の検討<br>教育ビジョン推進研究開発校、<br>研究指定校(園)の新設<br>学校外部評価の全校試行 | 学校経営塾の実施<br>せたがや教員塾の試行<br>教育ビジョン推進研究開発校、<br>研究指定校(園)の充実<br>学校外部評価の全校実施 | 学校経営塾の実施<br>せたがや教員塾の実施<br>教育ビジョン推進研究開発校、<br>研究指定校(園)の充実<br>学校外部評価の全校実施 |

(実施計画：1501信頼される学校運営)

**目標** 世田谷「日本語」教育特区により、「深く考える児童・生徒の育成」、「自分を表現する能力やコミュニケーション能力の育成」、「日本の文化や伝統に対する理解を深め、それらを大切にしている態度の育成」を図ります。また、よりきめ細やかな教科指導の工夫やキャリア教育、体験学習、情報教育など、子どもたちを取り巻く社会環境を踏まえ、次代を担う人材の育成を図ります。

**内容** 世田谷「日本語」教育特区による教科「日本語」の創設・実施、少人数教育の推進、勤労観や職業観を育てるキャリア教育の推進、区立小・中学校におけるインターネット環境の整備とともに高度情報化社会に適応できる子どもたちを育成する情報教育を推進します。また、子どもたちの心に種をまき、才能の芽を育てる体験学習も含めて、特色ある世田谷の教育を展開します。

|       | 平成17年度   | 平成18年度   | 平成19年度  |
|-------|--|--|---|
| 年次別計画 | 世田谷「日本語」教育特区<br>パイロット校の設置<br>少人数教育の推進<br>キャリア教育推進校の設置<br>情報教育推進計画の改定<br>中学生向け「才能の芽を育てる」<br>体験学習の実施 | 世田谷「日本語」教育特区<br>パイロット校の拡充<br>少人数教育の推進<br>小・中学校における一貫した<br>キャリア教育の充実<br>情報教育推進計画の推進<br>中学生向け「才能の芽を育てる」<br>体験学習の実施<br>小学生向け「才能の芽を育てる」<br>体験学習の検討 | 世田谷「日本語」教育特区教科<br>「日本語」の全校実施<br>少人数教育の推進<br>小・中学校における一貫した<br>キャリア教育の充実<br>情報教育推進計画の推進<br>中学生向け「才能の芽を育てる」<br>体験学習の実施<br>小学生向け「才能の芽を育てる」<br>体験学習の実施 |

(実施計画：1502特色ある世田谷の教育)

**目標** LD(学習障害) ADHD(注意欠陥/多動性障害) 高機能自閉症を含めて、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、保健福祉領域と連携を図りながら、一人ひとりの

ニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

**内容** 特別支援教育を推進するための検討委員会を設置し、モデル校の研究を通して様々な課題を検証しつつ教育環境等を整備します。

|       | 平成17年度                               | 平成18年度       | 平成19年度    |
|-------|--------------------------------------|--------------|-----------|
| 年次別計画 | 世田谷区特別支援教育検討委員会最終報告<br>特別支援教育モデル校の設置 | 全校での特別支援教育試行 | 特別支援教育の開始 |

(実施計画：1503特別支援教育の推進)

**目標** 子どもたちが豊かな人間関係を形成でき、集団による学習効果を得られるよう適正な学校規模の確保と適正配置を推進するとともに、変化する社会環境にも対応できる安心で安全な教育環境の整備を計画的に推進します。

**内容** 新たな学校改築の方向性に基づく、校舎改築等の計画的推進と、教育ビジョンの考え方を受けた小・中学校の適正な配置等に関する計画の具体化を図ります。

|       | 平成17年度                          | 平成18年度                                      | 平成19年度                                      |
|-------|---------------------------------|---|---|
| 年次別計画 | 教育環境等検討委員会の設置<br>新たな学校施設整備計画の策定 | 学校適正配置の推進<br>通学区域の見直し<br>計画に基づく新たな学校施設整備の推進 | 学校適正配置の推進<br>通学区域の見直し<br>計画に基づく新たな学校施設整備の推進 |

(実施計画：1504教育環境の整備)

**目標** 就学前(幼児)教育の充実のための研究や幼稚園教員・保育士の資質の向上を図る世田谷らしい研修を行うとともに、幼稚園・保育園と小学校との連携を推進し、幼児教育の一層の充実を図ります。

**内容** 区私立幼稚園教員・保育士の資質向上を図る研修を、関係研究団体等と連携して取り組むとともに、幼稚園・保育園と小学校との連携を推進し、幼児教育の一層の充実を図ります。

|       | 平成17年度   | 平成18年度  | 平成19年度   |
|-------|--|---|--|
| 年次別計画 | 区私立幼稚園と保育園との研修推進委員会の設置<br>幼小連携・保小連携のあり方の研究<br>幼小連携教育研究指定校の設置 | 区私立幼稚園教員と保育園保育士対象の研修会の実施<br>幼小連携・保小連携の推進<br>幼小連携教育研究指定校での実践研究 | 区私立幼稚園教員と保育園保育士対象の研修会の実施<br>幼小連携・保小連携の推進<br>幼小連携教育研究指定校の検証 |

(実施計画：1505就学前(幼児)教育の充実)

## 3 保育計画

子育て世代における女性の就労率の高まりや就労形態の変化等に加え、区における0～5歳までの人口は、近年、微増で推移しており、今後も保育ニーズは、ますます多様化し、高まっていくことが想定されています。

また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等に伴い、家庭での養育力が低下するとともに、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安や負担感が増大しています。

このような状況において、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み、子育てに夢や喜びを感じることができるよう、また、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、区は、子ども施策のなかでも、とりわけ保育施策の拡充に取り組めます。

この保育計画は、児童福祉法の改正を踏まえ、区における保育施策について、今後5ヶ年の取り組みの方向を明らかにするものです。

### (1) 保育サービス待機児の解消

保育サービスを必要とするすべての子育て家庭が、必要なサービスを選択・利用できるよう、保育待機児ゼロを目指して基盤整備に取り組めます。

そのため、平成21年度までに、保育サービス施設の受入れ枠を、約1,000人拡大します。

認可保育園の新設や教育施設等の利用による分園設置、老朽化した保育サービス施設の改築

による定員増、認証保育所・保育ママの設置など、あらゆる手法を活用して、保育待機児の解消を図ります。

また、保育サービス施設の地域偏在、年齢層別の受入れ枠の不均衡などが生じないように、きめ細かな保育需要の把握に努め、効率的で効果的なサービス提供に努めます。

### (2) 多様な保育サービスの充実

今後、ますます多様化することが想定される保育ニーズに柔軟に対応するため、一時保育施設の拡充、延長保育の時間延長、より専門性が求められる配慮を要する児童への支援の充実などを図ります。

また、家庭での子育ての不安や負担感を解消するため、短時間の預かり、育児相談など

を拡充するとともに、児童虐待の早期発見・予防など、多様な保育サービスを総合的に展開します。

さらに、地域での支えあい子育て活動や子育てを契機とした地域交流を促進し、地域の子育て力を高めていきます。

### (3) 保育サービスの質の向上

区民が安心して保育サービスを選択し、利用するためには、サービスの質の確保・向上が不可欠です。

区は、保育の実施者として、認可保育園だけでなく、区内のすべての保育サービス施設に対する指導・検査体制を強化するとともに、子育てカレッジによる専門研修の充実等により、従事職員の資質向上と育成を支援します。

また、サービスの質を適切に評価し、質の向上に結び付けるため、認可保育園、認証保育所

に対して、東京都や国の第三者評価制度の受審を奨励・促進します。東京都や国の制度が対象としていない保育室、保育ママなどに対しては、区独自に、利用者アンケートや事業者の自己評価などを実施し、区民がサービスを選択しやすい情報提供のしくみを構築します。

さらに、各保育サービス施設が連携し、互いに研鑽する場として、地域ごとに、子育て支援者のネットワーク(仮称：質の向上協議会)の設置を支援していきます。

第三者評価とは、事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することです。その目的は、利用者本位の福祉

の実現のために、さまざまな事業者が行うサービスの内容や質を相互に比較可能な情報として提供することで、利用者の選択に資するとともにサービスの質の向上に向けた事業者の取組みを促すことにあります。

### (4) 地域における子育て支援策の充実

在宅での子育て家庭における育児不安や負担感を軽減するため、身近な地域で安心して子育てができる環境が求められています。

そのため、公共施設等における短時間保育の実施、子育てグループや子育て教室等に講師を派遣をする等、在宅での子育てをサポートする事業を推進します。

また、今後、身近な地域で、乳幼児を持つ保護者と高齢者等が気軽に集える場や機会を設け、地域の子育てに高齢者が参画し、その知恵や経験を活かせるしくみを構築します。

さらに、今後、区立保育園は、児童相談所、保健福祉センター、総合福祉センターなど関係機関との連携をより密にし、入所児童への保育サー

ピスだけでなく、在宅で子育てをしている家庭を含め、地域における子育て支援の拠点としての機能を強化していきます。

これから保護者となる方や在宅で子育てをしている保護者に対して、子どもと一緒に保育園

(所)体験の機会を設定し、子育てのノウハウを知り、楽しさを実感できる体験型保育を充実するほか、保育士と栄養士等がペアとなって子育て家庭を訪問し、育児や栄養に関する相談などを実施します。

#### (5) 保育サービス提供体制の多様化

これまで区は、公立認可保育園だけでなく、私立の認可保育園のほか、認証保育所、保育室、保育ママなどの民間事業者等の力を活用し、サービスの質を高めながら、様々な保育ニーズに対応してきました。

今後も、社会福祉法人をはじめとした民間事業者はもとより、区民同士の地域での支えあい子育て活動などを含め、多様な保育サービス提供体制の構築を図ることにより、より幅広いニ-

ズに柔軟に対応していきます。

また、区立保育園の民営化を進めることで、区の保育サービス全体の活性化を図るとともに、施設運営の効率化をすすめ、保育待機児の解消や在宅での子育て家庭への支援など、今後ますます増大する子育て支援施策のための財源確保を図っていきます。さらに、地域での支えあい子育て活動や子育てを契機とした地域交流を促進し、地域の子育て力を高めていきます。

#### (6) 目標事業量

今後の区における保育需要の推移や区民の保育ニーズの多様化を踏まえ、本計画では、目標

事業量を以下のように定めます。

| 保育サービス施設数 |                        | 平成16年度 | 平成21年度 |
|-----------|------------------------|--------|--------|
| 1         | 認可保育園                  | 73ヶ所   | 76ヶ所   |
|           | 認可保育園分園                | 1ヶ所    | 3ヶ所    |
| 2         | 保育室                    | 23ヶ所   | 22ヶ所   |
| 3         | 保育ママ(家庭福祉員)            | 49人    | 60人    |
| 4         | 認証保育所                  | 18ヶ所   | 30ヶ所   |
| 5         | 幼稚園と保育園の機能を一体化した「総合施設」 | -      | 2ヶ所    |
| 6         | 私立幼稚園の預かり保育            | 6ヶ所    | 6ヶ所    |

## 主な保育事業

### 1 通常保育事業

認可保育園、保育室、保育ママ、認証保育所等により、保育サービスを必要とするすべての子どもが、必要なサービスを選択・利用できるよう、受入れ枠の充実に努めます。

|        | 平成16年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|
| 通常保育事業 | 7,915人 | 8,900人 |

### 2 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、開所時間に続けて保育時間を延長します。

|                   |     | 平成16年度 | 平成21年度 |
|-------------------|-----|--------|--------|
| 延長保育事業<br>(認可保育園) | 実施園 | 62ヶ所   | 71ヶ所   |
|                   | 1時間 | 1,280人 | 1,280人 |
|                   | 2時間 | 60人    | 260人   |
|                   | 4時間 | 0人     | 80人    |
| (認証保育所)           | 2時間 | 13ヶ所   | 拡充     |
|                   | 4時間 | 4ヶ所    | 拡充     |

### 3 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の勤務により保育に欠ける児童に対し、拠点方式で保育を実施します。

|               | 平成16年度 | 平成21年度 |
|---------------|--------|--------|
| 休日保育事業(認可保育園) | 0ヶ所    | 5ヶ所    |

### 4 年末保育事業

年末に就労する保護者の保育需要に対応し、年末保育を実施します。

|               | 平成16年度 | 平成21年度 |
|---------------|--------|--------|
| 年末保育事業(認可保育園) | 1ヶ所    | 5ヶ所    |

### 5 病後児保育

保育サービス施設に通園中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

|                               | 平成16年度     | 平成21年度     |
|-------------------------------|------------|------------|
| 乳幼児健康支援一時預かり事業<br>(病後時保育・施設型) | 2ヶ所<br>10人 | 3ヶ所<br>14人 |

### 6 一時保育

保護者が就労、就労のための技能習得、通学、通院、親族の介護のため、保育が一時的に困難なとき、保育サービス施設において保育を実施します。また、より利用しやすく制度の充実を図ります。

|        |       | 平成16年度 | 平成21年度 |
|--------|-------|--------|--------|
| 一時保育事業 | 認可保育園 | 54ヶ所   | 54ヶ所   |
|        | 保育室   | 15ヶ所   | 15ヶ所   |
|        | 認証保育所 | 18ヶ所   | 30ヶ所   |
|        | 施設併設型 | 2ヶ所    | 7ヶ所    |
|        | 単独型   | 2ヶ所    | 2ヶ所    |

### 7 緊急保育

保護者が疾病、出産、入院、介護、虐待等で、緊急に保育を必要とするとき、子ども家庭支援センター等専門機関と連携し、認可保育園において保育を実施します。

|      | 平成16年度 | 平成21年度 |
|------|--------|--------|
| 緊急保育 | 73ヶ所   | 利用枠の拡大 |

## 8 障害児保育

配慮を要する児童に対応する職員の専門性の向上を図るため、研修内容や技術支援の充実を図ります。また、専門機関との連携を強化します。

|                  | 平成16年度 | 平成21年度 |
|------------------|--------|--------|
| 障害児保育推進事業...巡回指導 | 1園 年2回 | 拡充     |
| 障害児保育等研修         | 7回     | 12回    |

## 9 産休明け保育事業

認可保育園における生後57日以降の乳児の預かりを、拡充します。

|                 | 平成16年度 | 平成21年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 産休明け保育事業(認可保育園) | 7ヶ所    | 17ヶ所   |

## 10 産休・育休明け入所予約事業

認可保育園等で、産休・育休明けの入所予約のしくみの早期実施を目指します。

|               | 平成16年度 | 平成21年度 |
|---------------|--------|--------|
| 産休・育休明け入所予約事業 | -      | 導入・拡充  |

## 11 第三者評価事業

公平な第三者機関により、保育サービスの内容や質を評価し相互に比較可能な情報として区民に提供するとともに、保育の質の向上を促します。

|         |       | 平成16年度 | 平成21年度 |
|---------|-------|--------|--------|
| 第三者評価事業 | 認可保育園 | 25ヶ所   | 全園実施   |
|         | 認証保育所 | -      | 順次実施   |
| 質の向上協議会 |       | 1ヶ所    | 5ヶ所    |

## 地域における子育て支援策の充実

### 1 地域交流事業

気軽に相談ができる場のきっかけづくりとして、保育園(所)職員の専門性を生かし電話相談や園施設を活用した地域交流事業を拡充します。

### 2 在宅子育てサポート事業

**体験保育 ママも一緒に！**……妊婦や在宅で乳幼児を保育している保護者に対して、子どもと一緒に認可保育園において保育園体験の機会を設定し、子育てのノウハウや孤立しがちな保護者に対して必要なレスパイトケア(心の休息)を行います。

**体験保育 パパも一緒に！**……保育園(所)入園児の保護者(父親等)に対して、認可保育園において保育園体験の機会を設定し、子育てのノウハウと子育ての楽しさを実感できるよう支援を行います。

**ママサポート**……在宅で乳幼児を保育している保護者に、保育士と栄養師、看護師等がペアとなって個別訪問し、子育てのノウハウを伝える等、それぞれの専門性を生かした子育てに関する側面的支援を行います。

**ちょこっと保育**……保護者の私的事由のため、一時的に公共施設等において短時間の保育を実施します。

**アットホーム保育(出張子育て教室)**……保育園(所)職員(保育士、看護師、栄養士)の専門性を生かし、在宅の子育て家庭や子育てグループの依頼や子育て教室等に職員を派遣し、子育ての支援を行います。

### 3 シニア幼ふれあい保育事業

乳幼児を持つ保護者と高齢者が気軽に集える場や機会を設け、地域の子育てに高齢者が参画できるしくみをつくります。

|   |                   | 平成16年度 | 平成21年度 |
|---|-------------------|--------|--------|
| 1 | 地域交流事業            | 60ヶ所   | 拡充     |
| 2 | 在宅子育てサポート事業       |        |        |
|   | 体験保育 ママも一緒に！      | モデル実施  | 40ヶ所   |
|   | 体験保育 パパも一緒に！      | -      | 5ヶ所    |
|   | ママサポート            | モデル実施  | 拡充     |
|   | ちょこっと保育           | -      | 2ヶ所    |
|   | アットホーム保育(出張子育て教室) | -      | 20回    |
| 3 | シニア幼ふれあい保育事業      | -      | 1ヶ所    |

# 第6部

## 資料

### 1 計画策定経過

区は、厚生労働省より「次世代育成支援対策推進法」の行動計画先行策定都市に選定され平成15年度より、計画策定の基本的な検討およびニーズ調査を開始し、平成16年度はその具体化及び区民の皆様方よりパブリックコメントをいただきました。

計画策定にあたり基本的視座を「子ども・青少年問題協議会（区の附属機関）にて検討し、具体的な提案としてまとめました。また、ニーズ調査にあたっては、子育て中の保護者、高校生世代等様々な世代の区民の皆様よりご意見、ご提案をいただきました。

#### (1) 策定にあたっての検討

##### 1 子ども・青少年問題協議会による検討

子ども、青少年、子育てについて調査・検討する区の附属機関です。

子ども・青少年問題協議会により2年度にわたり検討されました。

| 会議の名称        | 内容                  | 実施時期                          |
|--------------|---------------------|-------------------------------|
| 子ども・青少年問題協議会 | 計画の基本的な視点と考え方(延べ3回) | 平成15年2月<br>平成15年9月<br>平成16年1月 |
| 同小委員会        | 計画への提案まとめ(延べ11回)    | 平成15年4月～<br>平成16年3月           |

##### 2 子ども・青少年問題協議会による意見聴取

様々な立場の区民の皆様より「子ども・青少年問題協議会小委員会」が主催する会議において、ご意見やご提案をいただきました。

| 会議の名称           | 内容                                  | 実施時期          | 対象                 |
|-----------------|-------------------------------------|---------------|--------------------|
| 子ども会議           | 区内で活躍する小中高大学生世代による会議                | 平成15年<br>6～7月 | 小中高大学生世代           |
| 子育て中の親(乳幼児の親)会議 | 乳幼児を育児する保護者の意見交換会議                  | 平成15年<br>6～7月 | 子育て中の親             |
| 活動する大人会議        | 子ども関係者連絡会<br>青少年地区委員会<br>子ども支援者会議 等 | 平成15年<br>5～8月 | 区内の子ども・<br>子育て支援団体 |

### 3 区民、活動団体との意見交換

平成16年9月より「(仮称)子ども計画(素案)」についての関係団体、子育て支援団体、事業者等の区民の方々との意見交換会の実施や、世田谷区書店組合のご協力のもとに「(仮称)子ども計画(素案)」を区内の書店においていただく等を通して、様々なご意見、ご提案をいただきました。

#### 一般

| 日                | 機関名     |
|------------------|---------|
| 10/1より           | 区ホームページ |
| 10/1、10/15、11/15 | 区報      |
| 10/1より           | 区内書店    |

#### 子育て支援団体

| 日     | 機関名              |
|-------|------------------|
| 9/30  | 社会福祉協議会子育て支援者    |
| 10/13 | 子育てネット意見交換会(第1回) |
| 10/28 | 子育てネット意見交換会(第2回) |
| 11/11 | 子育てネット意見交換会(第3回) |
| 11/16 | 乳幼児親の会           |
| 郵送    | 子育てサロン、サークル      |

#### 関係団体

| 日     | 機関名                 |
|-------|---------------------|
| 9/6   | 区立小学校PTA連合協議会       |
|       | 私立保育園長会(10/4も開催)    |
| 9/10  | 民生委員会長協議会           |
| 9/14  | 区立幼稚園PTA連合協議会       |
|       | 区立中学校PTA連合協議会       |
| 10/8  | 私学協会(第8支部)          |
| 10/14 | 社会教育委員              |
| 10/18 | 子ども・青少年問題協議会委員      |
| 10/20 | 地域官公署等連絡協議会(砧、烏山)   |
|       | 子ども・青少年問題協議会委員(副会長) |

|       |   |
|-------|---|
| 10/21 | 子ども育成者連絡協議会<br>地域子育て支援会議  |
| 10/27 | 私立幼稚園長会<br>私立幼稚園PTA 連合協議会<br>地域官公署等連絡協議会（玉川）  |
| 10/28 | 青少年委員   |
| 11/2  | 地域官公署等連絡協議会（北沢）   |
| 11/5  | 地域保健福祉審議会委員   |
| 11/9  | 学童クラブ保護者  |
| 11/11 | 子ども・青少年問題協議会委員（小委員会長）   |
| 11/12 | 世田谷地域子育て支援者会議   |
| 11/16 | 砧地域青少年地区委員会会長   |
| 12/3  | 子ども（ジュニアリーダー）会  |
| 12/22 | 玉川台児童館（小中高大学生世代の子ども）  |
| 郵送    | 子ども計画に対する意見検討会議メンバー<br>（子ども会議、乳幼児親の会議、子ども支援者会議）<br>世田谷子ども関係者連絡会メンバー 青少年地区委員会メンバー<br>主任児童委員メンバー 子ども・青少年問題協議会メンバー<br>健やか親子専門部会委員メンバー すくすくiネット会議メンバー |

## 事業者

| 日     | 機関名                     |
|-------|-------------------------|
| 10/25 | 世田谷区商店街連合会（青年部長）        |
| 11/11 | コンビニエンスストア（世田谷支部マネージャー） |
| 郵送    | 町会自治会                   |

## 行政関係

| 日     | 機関名                              |
|-------|----------------------------------|
| 9/3   | 児童館長会                            |
| 9/7   | 区立保育園長会（9/21、10/19も開催）<br>小中学校長会 |
| 9/14  | 区立幼稚園長会                          |
| 10/15 | 地域振興連絡調整会議                       |

## 4 ニーズ調査

計画策定にあたり、各種のニーズ調査を実施しました。

| 調査名称           | 内容                      | 調査時期       | 対象                  |
|----------------|-------------------------|------------|---------------------|
| 子育て環境調査        | 厚生労働省の「子育て」調査を世田谷版としたもの | 平成15年1月～3月 | 1歳半健診、3歳児健診受診の保護者   |
| 保育サービス利用者アンケート | 保育ニーズ、サービス利用状況の把握       | 平成14年11月   | 区在住の保育サービス利用者       |
| 若者アンケート        | 居場所、社会、職業観等若者の意識や行動について | 平成16年2月～3月 | 区在住の16歳～18歳までの高校生世代 |

## (2) 計画への提案等(抜粋).....

区民の皆様より様々なご意見、ご提案をいただきました。その一部を紹介します。

## 在宅子育て支援

妊娠中に母親学級に行ったり、出産後に児童館に出かけて行ったりしたが、友人はできなかった。近所に遊べる場があれば、毎日の遊びを通して仲間づくりができると思う。地区単位に存在する小学校や中学校の空き教室を利用するなど、身近にすぐ行ける遊び空間を提供してほしい。

児童養護施設では、入所児童がいない平日の午前中であれば、ホール等の貸し出し、相談業務の実施も可能である。

## 保育・幼児教育の充実

就学前教育において、民間の専門職の力を利用することは、幼児教育や保育の質の向上にもなる。また、母親の中には、幼稚園の教育を望む声が高く、幼稚園終了後の(延長)保育を多様なニーズに応えた総合施設で担えると良い。

区立保育園・私立保育園を区別せず、広く総合施設を利用できるようにし、必要があれば子どもの送り届けなども総合施設側で行うなどの協力体制・システムを築いていくことが望まれる。

## 配慮を要する子どもへの支援

配慮を要する子どもをもつ家庭の孤立、家庭崩壊などが深刻である。支援の前に、発達障害に対する社会的な「理解」、意識啓発、健常者と垣根のない機会づくりが大切である。

「様々な境遇で育つ子どもがいる」という認識に立ち、配慮を要する子ども達やその家庭に接していく必要がある。ADHDやLD等へ対応を拡大する、子どもや保護者に対し就学前の研修を行って正しい知識を提供する、普通学校への入学や普通学校への訪問・交流を促進するなどの支援を行う必要がある。

児童養護施設での短期保護事業を高校生まで枠を広げ、一定期間の預かり(滞在)生活の中で、自活訓練(生活指導、長期休暇を利用した職場体験)を実施したい。また、就労という自立支援を行うために、労働実習をしてくれる事業者と提携をする。

### 子育てセーフティネットの整備

現在のプログラムに「新生児の健診時の早期発見」がある。しかし、育児で在宅の母親がいちばん行き詰るのは、子どもの自我がでてきた2~3歳児。3歳児健診の前に、早期発見の機会をつくらないといけない。

問題がありそうな家庭だと感じた場合、「これは、親の躰か？ 虐待か？」を客観的に判断でき、「機関に知らせる」とすべきガイドラインを設けたらどうか？ 深刻に考えるよりも、「おかしい」と思ったら身近な機関に知らせてみるなど、「通報の壁」を低くするべきである。

発見したときに連絡する先は、「行きやすさ(身近さ)」から考えると、児童相談所よりも子ども家庭支援センターが良い。児童相談所には、カウンセリングの専門職を置いたほうが良い。カウンセリングは民間のプロでも良く、相談内容も多岐にわたっているので、どこのカウンセリングを利用するかに選択肢を持たせることも重要である。民間では、既にカウンセリング&人材育成事業を始めており、「官か民か」でなく、どの機関がどういうカウンセリングを実施しているかの情報の一元化が必要である。

行政の役割分担や責任の明確化は重要であり、区民から見ても「流れ」が分かるほうが協力しやすくなる。

虐待が進んでいる時には、「親側に養育困難」という問題があるので、親と子どもの距離をおく時間を持つことが効果的であり、一時託児所に子どもを預けられるようにする。週に1~2回、数時間/回 預けられるだけで良く、母親は自分の時間を、子どもは他の子どもたちと遊べる時間を持てるようにする。親が子どもを預ける時と引き取る時には、ちょっとした(深刻にならない程度)の育児相談の機会を設けるなど、親の精神や子どもの日常生活をきめ細やかに、別々に支援し、心と心で接する体制づくりが必要である。

### (仮称)世田谷子育てカレッジ

カレッジには、専門家や区民など、枠にとらわれずに能力のある人材を活用する、また職業体験や学校での民間人の授業を取り入れる。

講座は、子育て中の母親たちが利用しやすい場所、日時、回数を考え、託児施設を併設し、既存施設を活用した出張講座等を行ってほしい。

「子育てサロン」を開く知識や技術を社協で学び、「手助けしたい」という甘い意識だけでは駄目で、「母親たちとどう向き合うか」まで原点から考えられる人材がサロンを開くべきである。「子育てサロン」は、開催者側に問題解決能力が必要であり、人材育成が要である。

## 社会環境基盤整備

既に活動している団体(学校協議会、スポーツユニオン、各種地域行事など)は、場面場面で重要な役割を果たしており、そうした組織を活用して行政と連携を図っていく。組織の活動としての連携だけでなく、子どもが日常的によく行く場所(公園、駅前、児童館、コンビニ等)について、地域や関係者が実態を把握し、「子どものポイントとなる場所」の情報を共有しておく。

地元商店街の存在意義は、地域の伝統文化を伝えることや、地域の子どもの顔を知り見守ってあげること。子育ての親が気軽に商店街に買い物や遊びに来られるような雰囲気づくりとともに、空き店舗を利用した授乳室や交流空間をつくる。インターネットで商店街の情報を発信・提供し、子どもやその家庭が来やすい商店街となることで、商店街自身の活性化も図れる。

コンビニの経営方針として、店の中で客を待つのでなく、外に出てサービスを提供する時代と考えている。デリバリーサービスを発展させ、共働きの家庭に子どものご飯を届けたり、産前産後の支援として無添加食品の御飯を届けたりといったサービスの提供を考える。

子どものボランティアや子育て支援のボランティアの活動を「ポイント制」にし、それをコンビニで使えるような『子育て地域通貨』をコンビニで実施するなど、民間ならではの楽しい取組みを実施することには協力できる。

## 子どもの安全・安心まちづくり

コンビニが地域の中で生き残るためには、ただ物を売るだけでなく、地域のソリューションセンターであることが大切な時代になった。各地区に拠点的に立地しているメリットを活かし、「未成年者を酒・煙草、ドラッグから守ろう」という主旨の地域のセーフティ・ステーションとして機能できるよう、警察やフランチャイズチェーン店協会と連携し、情報・意見交換を行っている。お客からの情報提供も受入れていく。

学校の掲示板の活用(「どこで・どんなことをやっているよ!」と広く情報提供してあげる)子どもの居場所となっている塾との連携、チャイルドラインとの連携など、中高生のセーフティネットについては広く協力者を考えるべきである。

\* 区民の方々よりいただいたご意見やご提案は1,543件となっています。(平成16年12月末日現在)

## 2 計画の推進体制

計画の着実な実行及び子ども施策の総合推進を図るために、地域、行政等が一体となって計画の進捗を管理するしくみを構築します。

### (1) 子ども・青少年問題協議会

区の子どもや子育てに関する総合的施策につき必要な重要事項を調査審議する昭和31年3月に設置された附属機関であり、このもとに小委員会を設置します。

### (2) 子ども関係者連絡会

子どもに深く関わる区内の関係者及び関係機関により構成される区民の自主組織として、「地域で児童虐待をどのように防止していくか」等、身近な地域において子どもや子育てについて情報交流及び行動を行う会として約30の関係団体により平成15年4月に設置されました。この機関により、計画の進捗状況を区の報告等により、地区での活動団体として見守ってまいります。

### (3) (仮称)子ども円卓会議

子どもの生活圏である地区・地域において、事業者、保護者等が一堂に会し、子どもが自立するにあたり、地域で何ができるか等を子どもの視点にたって意見交換や交流を行い、地域の子どもや子育ての実質的な応援者(見守り)として、計画の進行に対して具体的な意見や提案を行います。

# 3 子ども・子育て家庭支援施策(年齢別) (例示)

|              | 妊娠中          | 0歳                          | 5ヶ月             | 1歳           | 2歳            | 3歳                      | 4歳                   |              |
|--------------|--------------|-----------------------------|-----------------|--------------|---------------|-------------------------|----------------------|--------------|
| 相談・交流・連携について |              |                             | 3~4ヶ月児<br>相談・交流 | 9~7ヶ月児<br>相談 | 9~10ヶ月児<br>相談 | 1歳3ヶ月児<br>相談・交流<br>資料提供 | 2歳8ヶ月児<br>相談<br>資料提供 | 3歳児<br>相談・交流 |
|              |              | 産前・産後支援プロジェクト<br>(さんさんサポート) |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              | 子育て総合情報誌・子育てホームページ等による情報提供  |                 |              |               |                         |                      |              |
|              | 母親学級<br>父親学級 | 子育てサロン・サークル等による交流           |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              | インターネットを利用した親同士の情報・交流       |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              | 個別支援プログラム                   |                 |              |               |                         |                      |              |
|              | 妊婦健診         | 総合福祉センター・療育相談               |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              | 子育て相談                       |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              | 子ども家庭支援センター(児童虐待防止、相談等)     |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              | 食育の推進・普及啓発                  |                 |              |               |                         |                      |              |
| あそびの場・教育     |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
| 遊び・自立支援      |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
| 経済的負担        |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
| 安全           |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |
|              |              |                             |                 |              |               |                         |                      |              |





No.166

平成17年3月発行

発行 世田谷区子ども部

〒154 - 8504

東京都世田谷区世田谷4 - 21 - 27

TEL03 - 5432 - 1111(代表)



